

生きがいを持って老後が過ごせるふれあいの社会の実現を目指して

# 三好町第4期高齢者福祉計画兼 介護保険事業計画案について意見を募集します

全国的に高齢化が進み、介護サービスの利用者(要介護等認定者)も増加する中、三好町では「第4期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画」の策定を進めています。  
今回この計画の素案がまとまりましたので、パブリックコメント制度による意見の募集を行います。皆さんと協働で施策を進めていきたいと考えていますので、より良い計画作りのために、ぜひ多くのご意見をお寄せ下さい。お問い合わせもお受けします。

## 計画策定の背景と目的

日本では、団塊の世代(※)が65歳以上になる6年後に、4人に1人が高齢者となる超高齢社会が到来します。この社会情勢に対応するため、国において医療・福祉・年金など社会保障制度全体の見直しが進められています。

この三好町第4期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画(第4期計画)は、こうした社会情勢や関連制度の改正などを踏まえて、高齢者の介護保険サービスの利用の適正化や、地域を重視した高齢者のケア体制の強化などを目的に策定するものです。

(※)団塊の世代…この計画では、昭和20年代前半生まれで昭和24年までに生まれた人たをいいます。

## 計画策定に向けた取り組み

計画の策定に当たって、平成20年2月に40歳から64歳までの人と65歳以上の高齢者(無作為抽出でおよそ2,000人)、要介護(要支援)認定者、サービス事業者を対象として「健康・福祉・介護についてのアンケート」を行いました(回収率64.59%)。このアンケート結果は、実態に即した意見として計画に反映しています。

また、平成18年3月に策定した「第3期高齢者保健福祉計画兼介護保険事業計画」の健康づくり・高齢者福祉・生きがいづくり・介護保険サービスの各事業における目標の達成状況を検証しました。その成果と問題点を分析・評価し、今回の第4期計画の方向性を検討しました。

さらに、三好町の地域性を踏まえるべく、地域住民や関係団体などの皆さんの意見も考慮に入れて第4期計画の事業期間内で既に実施が予定されている国の制度改革にも対応した計画として策定します。





## 計画案の検討

三好町では、介護保険事業の円滑な運営に当たり、幅広い関係者の参画により地域の特性に応じた事業展開を推進するため「三好町介護保険運営協議会」を設置し、諸事業の推進に関することを検討しています。今回の計画案もこの協議会で検討・審議しています。

この協議会は、住民からの一般公募委員を含め、保健・医療関係者や福祉関係者、高齢者福祉の有識者、介護サービス・介護予防サービス事業者の代表者など現在16人の委員で構成されています。

今回のパブリックコメント制度で、皆さんからお寄せいただく意見も参考にして計画を策定していきます。

## 計画の期間

第4期計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3力年です。

団塊の世代が65歳以上となる平成26年度までの長期的な計画の中で、そこに至る中期的な計画として策定します。



■ 高齢者福祉計画兼介護保険事業計画の計画期間予定図

| 年度   | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画期間 | 第3期計画  |        |        | 第4期計画  |        |        | 第5期計画  |        |        |

計画の基本理念・目標

第4期計画も第1期から第3期までの基本理念「ふれあいの社会 生きがいの日々」を継承していきます。健康寿命を延伸して、高齢者同士のふれあいや社会とのふれあいを通じ、いつまでも生きがいを持つことで、生活の質の向上を目指します。

また、次の3つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

**基本目標1 介護保険および介護予防サービスの充実**

介護保険事業および介護予防事業全般の充実と、それらの質的な向上を目指します。居宅サービス(※)や施設サービス(※)、介護予防事業の充実とともに、地域密着型サービス(※)などの実施体制を充実します。また、ケアマネジメント(※)の質を高め、利用者の視点に立った利用しやすい環境を整備します。

**基本目標2 高齢者を地域で支援する体制づくり**

役場高齢福祉課内の地域包括支援センター(※)を中心とした地域の包括的なケア体制について、さらに整備を図ります。地域福祉の視点に基づくPR活動の充実などにより、地域における住民同士の支え合いを大切にする福祉コミュニティの形成を図ります。

**基本目標3 安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり**

すべての高齢者が安心して暮らせる地域環境の実現を目指した取り組みを充実します。生きがいづくりへの支援を充実するとともに、自立を支援する福祉サービスなどの充実を図ります。

Key Word

用語解説

(※)居宅サービス：自宅において、または通所により利用するサービス。訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)、訪問入浴、訪問看護、短期入所(ショートステイ)など

(※)施設サービス：介護保険施設に入所することで利用するサービスで、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設があります。

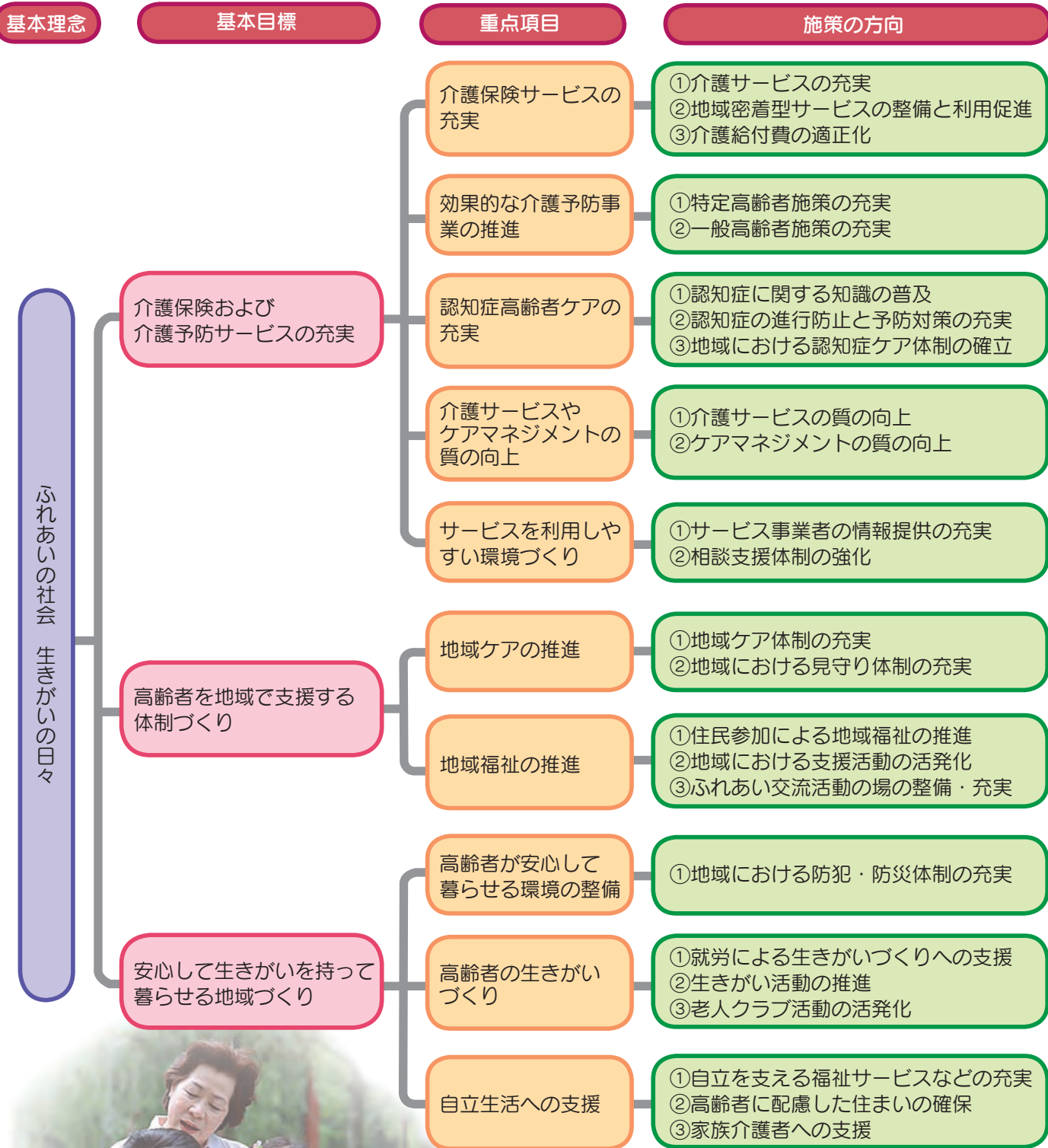
(※)地域密着型サービス：高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するための身近なサービス拠点として高齢者を支援するもので、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護などがあります。

(※)ケアマネジメント：利用者の状況に合わせて、さまざまな介護保険サービスを組み立てたり、利用者や家族、事業者との連絡調整を行ったりしながら、継続的に必要なサービスの提供が得られるように状況を整えることで、利用者の生活全般を支援する一連の作業です。



(※)地域包括支援センター：介護予防や地域支援事業の総合的な相談と包括的支援を行います。

## ■高齢者福祉計画兼介護保険事業計画の体系



■表1 高齢者数と要介護等認定者数の見込み数 (単位:人)

| 区分       | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 高齢者数     | 7,290  | 7,718  | 8,158  |
| 要介護等認定者数 | 888    | 941    | 1,007  |

■表2 給付費(※)の見込み額 (単位:千円)

| サービス区分         | 平成21年度      | 平成22年度      | 平成23年度      |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 居宅サービス         | 607,805     | 655,132     | 711,924     |
| 地域密着型サービス      | 43,346      | 48,093      | 52,840      |
| 住宅改修           | 7,383       | 8,574       | 9,764       |
| 居宅介護支援         | 55,854      | 60,196      | 65,640      |
| 介護保険施設サービス     | 629,334     | 652,435     | 675,535     |
| 高額介護サービス費など(※) | 96,636      | 115,788     | 138,767     |
| 合計(標準給付費見込額)   | ① 1,440,358 | ② 1,540,218 | ③ 1,654,470 |

(※) 給付費…介護保険サービスを利用するとき、利用者は原則として掛かった費用の1割を負担します。その自己負担分を除く、保険給付としてサービス事業者を支払われる残りの9割の費用のこと。給付費の見込み額は、平成21年度からの算定基準値を平成20年11月時点で予測した数値で算定したものです。

(※) 高額介護サービス費など…1カ月間の利用者負担が一定の上限を超えた場合、超えた部分の払い戻しを受ける高額介護サービス費や、介護予防高額介護サービス費のほか、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料などが含まれる。

■表3 第4期の介護保険料(案) (単位:円)

| 区分                                | 第1段階  | 第2段階  | 第3段階  | 第4段階            | 第5段階            | 第6段階  |       |       |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|
| 第3期<br>(平成18年度～20年度)<br>介護保険料(月額) | 1,840 | 1,840 | 2,760 | 3,680<br>(基準月額) | 4,600           | 5,520 |       |       |
| 変更箇所                              |       |       |       | ↓               | ↓               |       |       |       |
| 第4期<br>(平成21年度～23年度)<br>介護保険料(月額) | 1,840 | 1,840 | 2,760 | 3,200           | 3,680<br>(基準月額) | 4,120 | 4,600 | 5,520 |

介護保険料の基準月額は、第3期と同額の3,680円です。

介護保険料の所得段階の区分は、第3期までの6段階区分を細分化し、全部で8区分とします。

●皆さんのご意見をお聴かせください●

高齢者福祉計画兼介護保険事業計画案に対する皆さんのご意見などをお聴かせください。なお詳しい計画案の内容および解説は、みよし情報プラザ(役場西館1階)、サンネット、および三好町ホームページ(<http://www.town.aichi-miyoshi.lg.jp>)でご覧になれます。

▶意見の提出方法=平成21年1月23日(金)までに住所・氏名・電話番号を明らかにして、高齢福祉課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)

①郵便…〒470-0295(住所記入不要) ②電子メール…✉ [kourei@town.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:kourei@town.aichi-miyoshi.lg.jp) ③ファクス…FAX(34)3388 ④直接持参

▶問い合わせ=高齢福祉課 ☎(32)8009 FAX(34)3388

第3期の利用実績を踏まえ、三好町の人口推計や介護保険サービスの利用者の傾向、実施が予定されている制度改正などを考慮して第4期の介護保険サービスの利用見込み量を推計しました。どれだけの数の人が、どのようなサービスをどれくらいの量利用するかという見込み量を計画に定め、それを基に65歳以上の人に納めていただく介護保険料を見直します。

介護保険サービスの利用見込み

上記表2①、②、③の「標準給付費見込額の合計額から、65歳以上の皆さんに納めていただく第4期の介護保険料を算定します。第4期の介護保険料(月額)は、次の表のとおりです。

第4期の介護保険料

